

## 箱根山火山防災協議会運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第4条第4項の規定に基づき神奈川県と箱根町が共同で設置する箱根山火山防災協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (協議会)

第2条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は、神奈川県知事とする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 協議会に副会長1名を置く。副会長は、箱根町長とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 協議会は、会長が招集し、その議事を進行する。
- 7 会長は、必要と認める場合には、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。
- 8 協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときには、会長の決するところによる。

### (幹事会)

第3条 次条に定める協議会の所掌事務についての連絡調整及び事前協議等を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者で構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は箱根町総務部長とする。
- 4 幹事長は、会務を総理する。
- 5 幹事会に副幹事長1名を置く。副幹事長は、神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課長とする。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会は、幹事長が招集し、その議事を進行する。
- 8 幹事長は、必要と認める場合には、構成員以外の者を幹事会に出席させることができる。
- 9 幹事会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 10 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときには、幹事長の決するところによる。

### (所掌事務)

第4条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 防災対策の情報交換に関すること。

- (2) 噴火シナリオ及び火山ハザードマップの策定及び見直しに関する事。
- (3) 火山活動の状況に応じた入山規制及び避難等の防災行動に関する事。
- (4) 具体的な避難計画の策定及び見直しに関する事。
- (5) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討及び関係市町への助言に関する事。
- (6) 地域防災計画についての県及び関係市町への助言に関する事。
- (7) 大規模噴火時等における国、県及び市町の現地組織の連携に関する事。
- (8) 防災訓練に関する事。
- (9) 防災意識の啓発活動に関する事。
- (10) その他、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備のために必要な事。

2 幹事会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 協議会の所掌事務についての連絡調整及び事前協議等に関する事。
- (2) 大規模噴火時等における避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討及び関係市町への技術的助言に関する事。

(部会)

第5条 幹事会は、特別な事項について専門的に検討する部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課が処理する。

2 幹事会の庶務は、箱根町総務部総務防災課が処理する。

(継承)

第7条 協議会は、平成28年2月23日付で廃止となった箱根火山防災協議会において協議した結果及び協議中であったものを全て、現行のまま継承するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

## 別表 1

## 第 2 条関係 箱根山火山防災協議会構成員

機 関 名	職 名	備 考	活動火山対策 特別措置法 第 4 条第 2 項中 該当する号
神奈川県	県知事	会長	第 1 号
	副知事		第 8 号
	安全防災局長		第 8 号
	環境農政局長		第 8 号
	県土整備局長		第 8 号
	県西地域県政総合センター所長		第 8 号
	温泉地学研究所長		第 7 号
箱根町	町長	副会長	第 1 号
	副町長		第 8 号
	総務部長		第 8 号
	企画観光部長		第 8 号
	環境整備部長		第 8 号
	消防長		第 6 号
気象庁	地震火山部火山課火山対策官		第 2 号
	横浜地方气象台長		第 2 号
国土交通省	関東地方整備局長		第 3 号
	国土地理院関東地方測量部長		第 8 号
防衛省	陸上自衛隊第 31 普通科連隊長		第 4 号
	陸上自衛隊第 1 高射特科大隊長		第 4 号
神奈川県警察	本部長		第 5 号
静岡大学	客員教授 吉田明夫		第 7 号
小田原市	防災部長		第 8 号
南足柄市	総務防災部長		第 8 号
真鶴町	参事兼総務課長		第 8 号
湯河原町	総務部地域政策課長		第 8 号
静岡県御殿場市	危機管理監		第 8 号

機 関 名	職 名	備 考	活動火山対策 特別措置法 第4条第2項中 該当する号
環境省	箱根自然環境事務所長		第8号
農林水産省	東京神奈川森林管理署長		第8号
一般財団法人箱根町観光協会	理事長		第8号
箱根温泉旅館ホテル協同組合	理事長		第8号
箱根温泉供給株式会社	代表取締役社長		第8号
奥箱根観光株式会社	代表取締役社長		第8号
箱根ロープウェイ株式会社	取締役社長		第8号
公益財団法人神奈川県公園協会	理事長		第8号
小田急箱根ホールディングス株式会社	常務取締役経営統括部長		第8号
伊豆箱根鉄道株式会社	専務執行役員		第8号
伊豆箱根バス株式会社	代表取締役		第8号

## 別表 2

## 第 3 条関係 箱根山火山防災協議会幹事会構成員

機 関 名	職 名	備 考
神奈川県	安全防災局安全防災部災害対策課長	副幹事長
	安全防災局安全防災部応急対策担当課長	
	環境農政局環境部大気水質課長	
	環境農政局緑政部自然環境保全課長	
	環境科学センター所長	
	自然環境保全センター所長	
	県土整備局道路部道路管理課長	
	県土整備局河川下水道部砂防海岸課長	
	県西土木事務所小田原土木センター所長	
	県西地域県政総合センター副所長	
	温泉地学研究所研究課長	
箱根町	総務部長	幹事長
	企画観光部観光課長	
	環境整備部環境課長	
	消防長	
気象庁	地震火山部火山課火山監視・警報センター所長	
	東京管区気象台気象防災部 地震津波火山防災情報調整官	
	横浜地方気象台防災管理官	
国土交通省	関東地方整備局企画部防災対策技術分析官	
	関東地方整備局河川部河川保全管理官	
	関東地方整備局横浜国道事務所長	
	国土地理院関東地方測量部防災課長	
防衛省	陸上自衛隊第31普通科連隊第3科長	
	陸上自衛隊第1高射特科大隊第3係主任	
神奈川県警察	警備部危機管理対策課長	
	交通部交通規制課長	
	小田原警察署長	
	松田警察署長	

機 関 名	職 名	備 考
静岡大学	客員教授 吉田明夫	
小田原市	防災部防災対策課長	
南足柄市	総務防災部防災安全課長	
真鶴町	総務課副課長	
湯河原町	総務部地域政策課副課長	
静岡県御殿場市	危機管理課長	
環境省	箱根自然環境事務所長	
農林水産省	東京神奈川森林管理署総括治山技術官	
一般財団法人箱根町観光協会	事務局長	
箱根温泉旅館ホテル協同組合	理事（防災衛生委員長）	
箱根温泉供給株式会社	取締役事業部長	
奥箱根観光株式会社	相談役	
箱根ロープウェイ株式会社	索道部長	
公益財団法人神奈川県公園協会	公園課長	
小田急箱根ホールディングス株式会社	経営統括部経営戦略・総務グループ チーフマネジャー	
伊豆箱根鉄道株式会社	総務部長	
伊豆箱根バス株式会社	取締役営業部長	